

令和3年第2回定例会 （令和3年8月24日）

**桶川北本水道企業団
議 会 会 議 録**

桶川北本水道企業団議会

令和3年第2回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (8月24日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
企業長の一般報告	4
企業長提出議案の上程、説明	6
監査委員の決算審査報告	20
一般質問	22
中村洋子君	22
星野充生君	26
第6号議案に対する質疑、討論、採決	31
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	35
閉会の宣告	36

桶川北本水道企業団告示第 2 1 号

令和 3 年第 2 回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 8 月 1 7 日

桶川北本水道企業団

企業長 三 宮 幸 雄

1. 日 時 令和 3 年 8 月 2 4 日 (火) 午前 9 時 0 0 分

2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

令和3年第2回桶川北本水道企業団議会定例会日程

議 事 日 程

令和3年8月24日

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 企業長の一般報告
4. 企業長提出議案の上程、説明
5. 監査委員の決算審査報告
6. 一般質問
7. 議案の質疑、討論、採決

(1) 第6号議案

令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

8. 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

令和3年第2回桶川北本水道企業団議会定例会

令和3年8月24日（火曜日）

○出席議員（10名）

1番	今	関	公	美	君	2番	大	嶋	達	巳	君
3番	星	野	充	生	君	4番	岡	安	政	彦	君
5番	滝	瀬	光	一	君	6番	中	村	洋	子	君
7番	加	藤	勝	明	君	8番	糸	井	政	樹	君
9番	江	森	誠	一	君	10番	佐	藤		洋	君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

企業長	三	宮	幸	雄	君	副企業長	小	野	克	典	君
監査委員	尾	上	健	彦	君	事務局長	小	高	清	隆	君
参事兼 事務局 次長兼 業務課長	小	島		稔	君	事務局 次長兼 給水課長	青	鹿	秀	明	君
総務課長	堀		和	行	君	施設課長	小	菅		勉	君
浄水課長	内	田	賢	一	君						

○職務のため出席した者の職氏名

書記	永	井		太	書記	加	藤	翔	太
----	---	---	--	---	----	---	---	---	---

午前 9時20分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（岡安政彦君） 定足数に達しておりますので、令和3年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○議長（岡安政彦君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

日程に先立ちまして、議長より諸報告をいたします。

企業長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計経営健全化の審査についての報告がありました。報告書の写しを配付してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

△会議録署名議員の指名

○議長（岡安政彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

9番 江 森 誠 一 議員

10番 佐 藤 洋 議員

の兩名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（岡安政彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

△企業長の一般報告

○議長（岡安政彦君） 日程第3、企業長より一般報告について発言を求められておりますので、これを許可します。

企業長。

○企業長（三宮幸雄君） おはようございます。

それでは、一般報告をさせていただきます。

本日ここに、令和3年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には残暑厳しい中ご参会を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、議案の提出に先立ちまして、一般報告を申し上げます。

初めに、当企業団における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について申し上げます。

当企業団では、職員への感染防止対策として、引き続き朝の検温やマスクの着用、営業等で来庁する方への入室制限、接客用カウンターテーブル等へのビニールシートや飛散防止用パネルの設置など、感染防止対策の取組を実施しております。また、例年実施しておりました6月の水道週間における施設見学会や8月の親子水道教室については、昨年と同様に感染リスクを考え、中止としました。

次に、業務量について申し上げます。

令和3年7月末の給水人口は14万867人で、前年同期と比べて610人減少となっております。一方、給水世帯は、7月末現在6万3,135世帯で、前年同期と比べて564世帯増加となりました。

配水量は、4月から7月までの4か月間で513万9,819立方メートルとなっており、前年度と比較しますと2万3,302立方メートル、0.5%の減少となりました。また、料金収入であります有収水量は485万8,441立方メートル、前年度と比較して2万4,054立方メートル、0.5%の増加となりました。この結果、有収率は94.5%となり、前年度比で0.9ポイント上昇となりました。

次に、ダイレクト型制限付一般競争入札について申し上げます。

本年度も設計価格1,000万円以上の工事を対象に、最低制限価格制度を設け実施し、現在までに10件の工事請負契約を締結しました。

最後に、石綿セメント管更新事業について申し上げます。

石綿セメント管更新事業の今年度の事業の内訳は、桶川市内4件、北本市内6件の合計10件で、更新距離1,985.2メートルを予定しております。既に9件の工事請負契約を締結し、

年度内の完成に向けて着手しております。

以上をもちまして、企業団の主要な事項につきましての一般報告とさせていただきます。
失礼しました。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（岡安政彦君） 次に、日程第4、企業長より提出議案を上程いたします。

第6号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（三宮幸雄君） 提案理由の説明をさせていただきます。

本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきましては、その概要をご説明申し上げます。

第6号議案 令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金について剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、決算について監査委員の審査意見書をつけて議会のご認定をお願いするものでございます。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局に補足して説明をいたさせますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡安政彦君） 補足説明を、総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 第6号議案 令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

こちらにつきましては、お手元に決算書及び参考資料を配付させていただいております。

初めに、決算書のほうからご説明申し上げます。

決算書につきましては、地方公営企業法の様式に従いまして作成いたしております。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして利益剰余金の処分を行うため、議会のご議決をいただくものでございます。

処分額につきましては、決算書中の剰余金処分計算書（案）にてご説明申し上げます。

決算の認定につきましては、10ページの貸借対照表までとなっております、その他の書類につきましては附属書類となっております。

まず、決算書の2ページ、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

令和2年度桶川北本水道企業団水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益、当初予算額が30億7,449万4,000円、補正予算額といたしまして2,077万円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計といたしまして30億5,372万4,000円に対します決算額でございますが、31億3,853万791円、予算額に比べ決算額の増減でございますが、8,480万6,791円予算を上回ったところでございます。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、2億5,336万1,254円でございます。

この内訳でございますが、第1項営業収益でございますが、当初予算額が28億4,173万1,000円、補正予算額といたしまして1億528万1,000円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計27億3,645万円に対します決算額が28億542万9,726円、増減でございますが、6,897万9,726円予算を上回りました。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、2億5,324万518円でございます。

次に、第2項営業外収益でございますが、当初予算額が2億3,276万3,000円、補正予算額といたしまして8,451万1,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額合計3億1,727万4,000円に対します決算額が3億3,310万1,065円、増減でございますが、1,582万7,065円予算を上回りました。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、12万736円でございます。

次に、支出に移りまして、第1款水道事業費でございます。当初予算額が28億5,927万4,000円、補正予算額といたしまして809万5,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額合計といたしまして28億6,736万9,000円に対します決算額は27億9,152万1,316円となりまして、不用額が7,584万7,684円でございます。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税でございますが、1億3,841万6,867円でございます。

こちらの内訳でございますが、第1項営業費用でございますが、当初予算額が28億1,005万1,000円、補正予算額といたしまして4,601万4,000円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計27億6,403万7,000円に対します決算額は27億560万7,574円、不用額が5,842万

9,426円でございます。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税ですが、1億3,840万7,067円でございます。

次に、第2項営業外費用でございますが、当初予算額が3,978万8,000円、補正予算額といたしまして4,314万2,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額合計8,293万円に対します決算額が7,079万2,041円、不用額が1,213万7,959円でございます。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税でございますが、9,800円でございます。

次に、第3項特別損失でございますが、当初予算額が443万5,000円、補正予算額といたしまして1,096万7,000円の増額補正をお願いいたしまして、予算額合計1,540万2,000円に対します決算額が1,512万1,701円、不用額が28万299円でございます。

次に、第4項予備費でございますが、予算額合計500万円、決算額はございませんでしたので、不用額500万円という内容でございます。

次に、4ページ、5ページでございますが、こちらは(2)資本的収入及び支出でございます。

収入のほうから申し上げます。

第1款資本的収入、当初予算額は1億4,951万6,000円、補正予算額が9,741万3,000円の減額補正をお願いいたしました。

地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額、継続費繰越額に係る財源充当額はございませんでしたので、予算額合計5,210万3,000円に対します決算額が5,105万538円、予算額に比べ決算額の増減でございますが、105万2,462円予算を下回ったところでございます。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、270万6,170円でございます。

こちらの内訳でございますが、第1項関係市負担金でございますが、当初予算額が844万6,000円、補正予算額が185万円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計659万6,000円に対します決算額が661万9,305円、増減でございますが、2万3,305円予算を上回ったところでございます。

次に、第2項補助金でございますが、予算額合計823万円に対します決算額が823万円で、増減はございませんでした。

次に、第3項工事負担金でございますが、当初予算額が9,963万6,000円、補正予算額が9,271万9,000円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計691万7,000円に対します決算額が696万9,833円、増減でございますが、5万2,833円予算を上回ったところでございます。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、4万8,770円でございます。

次に、第4項分担金でございますが、当初予算額が3,320万4,000円、補正予算額が284万4,000円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計3,036万円に対します決算額が2,923万1,400円、増減でございますが、112万8,600円予算を下回ったところでございます。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、265万7,400円でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款資本的支出、当初予算額11億6,337万3,000円、補正予算額は2億3,811万8,000円の減額補正をお願いいたしました。

地方公営企業法第26条の規定による前年度からの繰越額や継続費通次繰越額はございませんでしたので、予算額合計が9億2,525万5,000円で、対します決算額は8億6,186万8,987円、翌年度への繰越額として、法第26条の規定による繰越額が4,378万円でございます。不用額が1,960万6,013円となっております。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税でございますが、5,932万2,846円でございます。

この内訳でございますが、第1項建設改良費でございますが、当初予算額が9億8,699万5,000円、補正予算額が2億3,811万8,000円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計7億4,887万7,000円に対します決算額が6億8,549万1,520円、法第26条による繰越額が4,378万円でございます。不用額が1,960万5,480円となっております。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税でございますが、5,932万2,846円でございます。

次に、第2項企業債償還金でございますが、予算額合計が1億7,637万8,000円に対します決算額が1億7,637万7,467円ということで、不用額が533円でございます。

この結果、資本的収入が資本的支出に不足する額8億1,081万8,449円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,634万3,791円、減債積立金1億7,637万7,467円、建設改良積立金3億6,600万円及び過年度分損益勘定留保資金2億1,209万7,191円で補填したところでございます。

次に、6ページにまいりまして、水道事業損益計算書でございます。こちらは、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間における営業成績を表したものでございます。

1、営業収益でございますが、(1)給水収益から(5)その他営業収益までの合計が25億5,218万9,208円。

2、営業費用でございますが、(1)原水及び浄水費から(8)資産減耗費までの合計が25億6,720万507円でございます。営業損失で1,501万1,299円となっております。

次に、3、営業外収益で、(1)受取利息及び配当金から(4)雑収益までの合計が3億3,298万332円。

4、営業外費用で、(1)支払利息及び企業債取扱諸費、(2)雑支出までの合計が1,378万9,959円で、こちらの差引きが3億1,919万373円となりまして、経常利益で3億417万9,074円となっております。

次に、5、特別損失で、(1)過年度損益修正損で1,512万1,701円、こちらを差し引きました当年度純利益が2億8,905万7,373円となりまして、こちらに前年度繰越利益剰余金75万6,128円とその他未処分利益剰余金変動額5億4,237万7,467円を加えました当年度未処分利益剰余金が8億3,219万968円となったところでございます。

次に、7ページにまいりまして、水道事業剰余金計算書でございます。こちらは1会計期間の資本の動きを表したものでございます。

初めに、資本金ですが、前年度末残高142億9,493万7,359円、前年度処分額といたしまして5億8,917万3,796円を資本金へ組み入れいたしまして、当年度変動額はございませんでしたので、当年度末残高が148億8,411万1,155円でございます。

次に、剰余金の資本剰余金でございますが、資本剰余金合計で前年度末残高が7,341万2,046円、こちら当年度変動額はございませんでしたので、当年度末残高は同額の7,341万2,046円でございます。

次に、下にまいりまして、利益剰余金の減債積立金ですが、前年度末残高3億6,768万8,495円、こちらは前年度変動額はございませんでしたので、処分後残高は同額でございます。当年度変動額1億7,637万7,467円を企業債の償還に取崩しを行いまして、当年度末残高が1億9,131万1,028円となったところでございます。

次に、建設改良積立金でございますが、前年度末残高ゼロ円、前年度処分額として3億6,600万円を積み立てし、処分後残高が3億6,600万円でございます。こちらの3億6,600万円を当年度の建設改良工事に全額取崩しを行いまして、当年度末残高がゼロ円となったとこ

ろでございます。

次に、未処分利益剰余金でございますが、前年度末残高 9 億5,592万9,924円、前年度処分額として 9 億5,517万3,796円のうち 3 億6,600万円は建設改良積立金に積み立てし、5 億8,917万3,796円を資本金へ組み入れいたしまして、処分後残高が75万6,128円でございます。

こちらの当年度変動額 8 億3,143万4,840円のうち、減債積立金の企業債償還に伴う振替として 1 億7,637万7,467円と建設改良積立金の建設改良工事に伴う振替として 3 億6,600万円と、当年度純利益 2 億8,905万7,373円を加えました当年度末残高が 8 億3,219万968円でございます。この結果、利益剰余金の当年度末残高が10億2,350万1,996円となったところでございます。

資本合計といたしまして、当年度末残高が159億8,102万5,197円となったところでございます。

次に、8 ページにまいりまして、水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

こちらは、決算の認定と併せまして議会のご議決をいただきまして、処分を行うものとなっております。

初めに、資本金でございますが、当年度末残高148億8,411万1,155円、議会のご議決による処分額といたしまして 5 億4,237万7,467円を利益剰余金から資本金へ組み入れいたしまして、処分後残高が154億2,648万8,622円となるところでございます。

次に、未処分利益剰余金でございますが、当年度末残高が 8 億3,219万968円、議会のご議決による処分額といたしまして、減債積立金の積立てが 2 億4,574万4,537円、建設改良積立金の積立てが4,400万円、資本金への組入れが 5 億4,237万7,467円でございます。処分後残高が 6 万8,964円となるところでございます。

なお、昨年度まで建設改良積立金へ積立てをしておりましたが、減債積立金の残高が 1 億9,131万1,028円となりましたので、現在の企業債の未償還残高であります 4 億3,705万5,565円との差額 2 億4,574万4,537円を減債積立金に積み立てし、残りの4,400万円を建設改良積立金へ積み立てる案でございます。

次に、9 ページにまいりまして、水道事業貸借対照表でございます。こちらは、令和 3 年 3 月 31 日現在の財政状況をお示ししているものでございます。

まず、資産の部でございますが、1、固定資産、（1）有形固定資産、こちらはイ、土地、ロ、建物、ハ、構築物、ニ、機械及び装置、ホ、車両運搬具、ヘ、工具器具及び備品、ト、建設仮勘定でございます。有形固定資産合計が196億3,088万2,192円でございます。（2）

無形固定資産でございますが、イ、電話加入権で、こちらは無形固定資産合計が34万9,268円。(3)投資、こちらは令和2年度はございませんで、こちらの固定資産合計でございますが、196億3,123万1,460円となったところでございます。

次に、2、流動資産でございますが、(1)現金預金23億7,941万117円、(2)未収金、こちらは貸倒引当金を除きまして2億9,250万1,484円、(3)貯蔵品310万1,210円、(4)有価証券はございませんでした。(5)前払金1,750万円、(6)保管預り保証金260万円となりまして、流動資産合計が26億9,511万2,811円でございます。

固定資産の合計と流動資産の合計、資産合計といたしまして223億2,634万4,271円となったところでございます。

次に、10ページでございますが、負債の部でございます。

3、固定負債、(1)企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債といたしまして2億7,709万8,801円、(2)引当金、イ、修繕引当金、ロ、退職給付引当金でございまして、合計で2億8,216万円となりまして、固定負債合計といたしまして5億5,925万8,801円となったところでございます。

次に、4、流動負債、(1)企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債といたしまして1億5,995万6,764円、(2)未払金3億399万184円、(3)下水道使用料1億1,658万4,708円、(4)預り保証金260万円、(5)引当金、イ、賞与引当金として2,867万7,000円、(6)その他流動負債178万7,273円となりまして、流動負債合計で6億1,359万5,929円でございます。

次に、5、繰延収益でございますが、(1)長期前受金が100億2,134万4,830円、こちらから(2)収益化累計額48億4,888万486円を引きまして、繰延収益合計で51億7,246万4,344円でございます。

負債の合計といたしまして63億4,531万9,074円でございます。

次に、資本の部に移りまして、6、資本金148億8,411万1,155円、7、剰余金、(1)資本剰余金、イ、受贈財産評価額、ロ、分担金とございまして、資本剰余金合計で7,341万2,046円でございます。(2)利益剰余金、イ、減債積立金、ロ、建設改良積立金、ハ、当年度未処分利益剰余金とございまして、利益剰余金合計で10億2,350万1,996円、剰余金合計といたしまして10億9,691万4,042円となり、資本金合計では159億8,102万5,197円でございます。

この結果、負債資本合計といたしまして223億2,634万4,271円となりまして、これは前ペ

ージの資産の合計と一致しているところがございます。

次に、11ページからは決算の附属書類となっております、これ以降は主なところの説明とさせていただきます。

初めに、水道事業報告書でございます。

1の概況、(1)総括事項といたしまして、ア、給水の状況でございますが、本年度における給水人口は14万1,159人で、前年度に比べ350人、0.2%減少し、給水世帯は6万3,053世帯で、前年度に比べ841世帯、1.4%増加となりました。配水量は1,559万5,109立方メートルで、前年度に比べ18万6,281立方メートル、1.2%増加し、一日最大配水量は4万7,051立方メートルとなりました。また、有収水量は、前年度に比べ39万4,346立方メートル、2.8%増加の1,468万5,749立方メートルとなり、その結果、有収率は前年度に比べ1.5ポイント上昇の94.2%となりました。

次に、イ、建設改良の状況でございますが、建設工事は口径75ミリから300ミリの配水管を252.4メートル布設しました。改良工事は、石綿セメント管更新工事として口径75ミリから350ミリまでの配水管を2,029.3メートル、このうち重要給水施設配水管として口径75ミリから350ミリを221.2メートル更新しました。当年度配水管布設工事は、合計2,568.6メートル実施し、延長累計は42万6,134.2メートルとなりました。

次に、ウ、収益的収支の状況につきましては、後ほど18ページ、19ページでご説明を申し上げますので、省略とさせていただきます。

次に、エ、資本的収支の状況でございますが、こちらは先ほど4ページ、5ページの資本的収入及び支出で申し上げた内容となっておりますので、こちらも省略とさせていただきます。

次に、17ページにまいりまして、3の業務、(1)業務量、こちらは11ページの給水の状況と重複いたしますので、主なところで申し上げてまいります。

総人口が令和2年度14万1,094人、前年度と比較いたしまして422人、0.3%の減少となっております。普及率は99.6%で、変わらずでございます。給水件数でございますが、6万3,555件で、597件、0.9%の増加となっております。

次に、配水状況でございますが、配水量の内訳といたしまして、自己水でございますが、260万2,986立方メートルで、比較が23万1,172立方メートル、9.7%の増加でございます。県水受水でございますが、1,299万2,123立方メートルで、比較が4万4,891立方メートル、0.3%減少でございます。この結果、県水受水割合は83.3%になりまして、1.3ポイント下降

しております。

一日最大配水量及び一日最小配水量はともに増加いたしまして、一日平均配水量も4万2,726立方メートルで、625立方メートル、1.5%増加となっております。

一番下段に記載してございます供給単価でございますが、162円44銭、前年度よりも6円49銭下がりました。給水原価は158円17銭ということで、前年度よりも2円57銭下がっております。

次に、18ページにまいります。(2)事業収入に関する事項といたしまして、前年度との比較でございます。

比較の部分で申し上げてまいりますと、営業収益でございますが、2,474万9,299円、1%減収でございます。内訳といたしまして、給水収益は2,874万4,412円、1.2%の減収となっております。有収水量が39万4,346立方メートル増加しましたが、7月・8月検針分の水道料金の基本料金を減免したことに伴い、減収となっております。

次に、受託工事収益でございますが、42万7,410円、2.3%の増収となっております。こちらは、手数料で、給水装置工事の設計及び工事検査手数料が37万3,000円減収となりましたが、給水工事収益で、公共下水道工事に伴う給水管布設替工事の発生や路面復旧費により80万410円増収となり、増収となっております。

次に、分担金でございますが、424万9,000円、6.4%の減収となっております。令和2年度は、申請は前年度よりも15件増加しましたが、口径変更及び25ミリ等の申請の件数の減少により、減収となっております。

次に、公共下水道負担金でございますが、230万464円、3%の増収となっております。こちらは、負担金対象調定件数が増加し、負担金単価も前年度よりも4円上昇し、増収となっております。

次に、その他営業収益でございますが、551万6,239円、261.2%の増収でございます。こちらは、関係市負担金で、消火栓修繕工事は減収となりましたが、工事破損等補償金及び切り回し工事並びに給水装置工事事業者の手数料の増加により、増収となっております。

次に、営業外収益でございますが、8,901万9,362円、36.5%の増収でございます。内訳といたしまして、受取利息及び配当金でございますが、648円、3.2%の増収でございます。こちらは、定期預金利息によるものでございます。

次に、他会計補助金でございますが、8,451万2,700円、5,679.6%の増収となっております。こちらは、水道料金基本料金減免事業に対する桶川市及び北本市からの事業支援補助金

でございまして、8,450万9,800円と、前年度に支給した児童手当に対します両市からの負担金で、2,900円の増加となっております。

次に、長期前受金戻入でございしますが、485万1,944円、2.1%の増収でございします。こちらは、償却資産の取得額のうち、補助金や工事負担金等の割合分を資産の減価償却に合わせて収益化したものでございします。本年度は、減価償却分は減少となりましたが、除却分が増加したことにより、戻入額が増加となっております。

次に、雑収益でございしますが、34万5,930円、3.7%の減収でございします。こちらは主に、石綿セメント管負担金及び水道メーター下取り購入評価額の減少によるものでございします。

次に、特別利益でございしますが、9,800万円皆減でございします。内訳といたしまして、その他特別利益でございしますが、令和元年度に退職給付引当金の取崩しを行いましたので、令和2年度は皆減となっております。

合計といたしまして3,372万9,937円、1.2%の減収となっております。

次に、(3)事業費に関する事項でございします。こちらと比較の部分で申し上げてまいります。

営業費用でございしますが、3,416万4,799円、1.3%の増加となっております。

内訳でございしますが、原水及び浄水費で1,338万2,340円、1.3%の減少となっております。こちらは、主に修繕費で、浄配水場設備の修繕費用と動力費が減少したことによるものでございします。

次に、配水及び給水費1,238万9,524円、3.7%の増加でございします。こちらは主に、職員数の増加による給与費と委託料及び材料費の増加によるものでございします。

次に、受託工事費205万4,709円、9.4%の減少となっております。こちらは主に、人事異動による給与費の減少によるものでございします。

次に、業務費でございしますが、1,180万5,508円、7.9%の減少でございします。こちらは主に、職員数の減少による給与費と委託料で、前年度は水道料金管理システムの更新がございましたので、減少となっております。

次に、議会費でございしますが、76万2,920円、15.2%の減少となっております。こちらは主に、旅費と賃借料の減少によるものでございします。

次に、総係費でございしますが、2,682万9,643円、18.8%の増加でございします。こちらは主に、職員数の増加による給与費と委託料と退職手当負担金の増加によるものでございします。

次に、減価償却費でございしますが、2,976万9,135円、3.8%の増加でございします。こちら

は主に、配水管等の構築物と工具器具及び備品が増加したことによるものでございます。

次に、資産減耗費でございますが、681万8,026円、16%の減少でございます。前年度には監視制御装置や水道料金管理システム関係の除却がございましたので、減少となっております。

次に、営業外費用でございますが、537万2,839円、28%の減少でございます。こちらの内訳といたしまして、支払利息及び企業債取扱諸費513万5,209円、29.2%の減少となっております。こちらは、企業債の償還が進み、支払利息が減少したことによるものでございます。

次に、雑支出でございますが、23万7,630円、14.9%の減少でございます。主に過年度分の還付金の減少によるものでございます。

次に、特別損失でございますが、1,512万1,701円、皆増でございます。こちらは、過年度損益修正損で、過年度における固定資産除却の計上不足によるものでございます。

合計といたしまして4,391万3,661円、1.7%の増加でございます。

次に、22ページにまいりまして、キャッシュ・フロー計算書でございます。こちらは、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間における現金及び預金の増加及び減少を、それぞれ業務活動、投資活動及び財務活動の3つに区分して表したものとなっております。

23ページの一番下にございます資金期首残高は、令和元年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したものとなっております。また、資金期末残高は、令和2年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したものとなっております。今期のキャッシュ・フロー計算書上での資金の動きは1,064万5,456円の増加となっております。

次に、28ページにまいりまして、先ほど貸借対照表等でご説明申し上げました資産の明細でございます。

(1) 有形固定資産明細書、年度当初の現在高、当年度増加額、減少額、当年度末現在高、それに減価償却累計額の状況、それに伴います年度末償却未済高が196億3,088万2,192円ということで、貸借対照表上の数字と一致したものでございます。(2) が無形固定資産の明細でございます。

下段に移りまして、企業債明細書でございますが、こちらは財務省財政融資資金8件と地方公共団体金融機構15件で、合わせて23件の借入れがございましたが、令和2年度に2件償還が終了しましたので、残りが21件となっております。新規の借入れはございませんで、償還の状況は31ページにわたって記載してございます。

31ページで合計の欄でございますが、企業債の未償還残高の合計が4億3,705万5,565円と

なったところでございます。

以上で決算書の説明は終わりとさせていただきます。

次に、決算参考資料の説明とさせていただきます。

2ページ、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

2ページの1、令和2年度決算の概要といたしまして、(1)供給単価及び給水原価でございますが、有収水量1立方メートル当たりの販売単価でございます供給単価が、製造する原価である給水原価を4円27銭上回るという状況でございます。

次に、(2)総収益対総費用の比率でございますが、当年度は3.3ポイント下降いたしまして、111.1%という状況でございます。

次に、(3)有収率でございますが、対前年比1.5ポイント上昇の94.2%という結果となりました。

次に、2、業務の状況でございますが、上段が桶川市、それから北本市、区域外との給水人口をお示ししてございます。下段の一人一日当たり使用水量は285リットルとなりまして、前年度比で9リットル増加となっております。

次に、6ページにまいりまして、(2)費用構成表でございます。こちらは、水道事業費用の税抜き決算額を予算の節別の項目にて集計したものでございます。前年度と比較して増加した項目は、給与費、委託料、退職手当負担金、材料費、減価償却費でございます。一方、減少した項目は、主に旅費、修繕費、動力費、受水費、支払利息及び企業債取扱諸費、資産減耗費でございます。なお、この表中の減価償却費は、給水原価を算出するため、長期前受金戻入額を控除後の金額となっております。

小計で受託工事費と不用品売却原価、長期前受金戻入額、特別損失を加えました合計といたしまして、4,391万3,000円の支出増となっております。

次に、12ページにまいりまして、(3)比較資本的収入支出でございます。こちらは、予算の目の項目で前年度の決算額と対比させたものとなっております。こちらにつきましては、税抜きの比較額について説明をさせていただきます。

資本的収入でございますが、関係市負担金が前年度に比べ857万2,410円、56.4%の減収でございます。こちらは、消火栓設置費の負担金でございますが、設置件数の減少により減収となっております。

次に、補助金でございますが、487万円、144.9%の増収でございます。こちらは、生活基盤施設耐震化等補助金でございまして、災害時の避難所等までの管路の耐震化工事に対しま

す補助金でございます。水道管の口径及び布設替距離数の増加により増収となっております。

次に、工事負担金でございますが、1,069万4,534円、60.7%の減収でございます。こちらは、土地区画整理事業に伴う配水管布設工事の減少により減収となっております。

次に、分担金でございますが、182万1,000円、6.4%の減収でございます。こちらは、申請件数は15件増加しましたが、口径変更及び25ミリ等の申請件数の減少により減収となっております。合計といたしまして1,621万7,944円、25.1%の減収となっております。

次に、下の資本的支出でございますが、建設改良費でございます。4億3,407万3,529円、40.9%減少しております。

内訳といたしまして、石綿セメント管更新事業費でございますが、1億1,825万7,965円、22.8%の減少でございます。こちらは、舗装本復旧工事は4件増加しましたが、布設工事が7件減少しましたので、支出は減少となっております。

次に、配水設備費でございますが、3,359万円、45.7%の減少でございます。こちらは、舗装本復旧工事は増加しましたが、布設工事が減少しましたので、支出が減少となっております。

次に、配水支管整備費でございますが、4,590万6,000円、47.4%の減少でございます。こちらは、舗装本復旧工事が3件、布設工事が2件減少しましたので、支出が減少となっております。

次に、工事請負費でございますが、958万5,000円、63.2%の減少でございます。こちらは、土地区画整理事業に伴う配水管布設工事が3件減少しましたので、支出が減少となっております。

次に、原浄水設備改良費でございますが、74万円、1.5%の増加でございます。こちらは、浄配水場設備の改良工事の増加により支出が増加となっております。

次に、配水設備改良費でございますが、1億4,318万円、70%の減少でございます。こちらは、前年度は前々年度からの繰越工事が1億7,300万円ほどありましたが、今年度はありませんので、支出が減少となっております。

次に、事務費でございますが、1,576万3,734円、48.9%の減少でございます。こちらは主に、設計や調査委託等の委託料の減少により、支出が減少となっております。

次に、営業設備費でございますが、6,853万830円、97.7%の減少でございます。こちらは、前年度には中央監視制御システムの機器更新、上水道管路管理システム機器更新、上下水道料金・給水管理システム更新などがございましたので、今年度は支出が減少となっております。

す。

次に、企業債償還金でございますが、4,479万6,329円、20.3%の減少でございます。こちらは、企業債の新規の借入れがなく、償還が進み、支出が減少となっております。

合計といたしまして4億7,886万9,858円、37.4%の減少となっております。

その下の補てん財源でございますが、先ほど決算書のほうで申し上げました不足額を補填した内容が記載してございます。

次に、14ページにまいりまして、5、繰入金の状況でございます。

繰入金の総額は872万7,563円で、前年度に比べ897万3,143円、50.7%減少しました。これは全額、桶川市及び北本市からの繰出基準に基づいた繰入金で、児童手当負担金、消火栓補修の維持管理費及び新規の消火栓設置費となっております。

次に、6、供給単価及び給水原価の状況でございますが、使用量1立方当たりの供給単価は、前年度に比べ6円49銭、3.8%の下降、給水原価は前年度に比べ2円57銭、1.6%の下降となりました。これは、年間有収水量は2.8%増加しましたが、水道料金基本料金の2か月減免により、給水収益が1.2%減少したことによるものでございます。

この結果、販売単価である供給単価が、製造する原価である給水原価を4円27銭上回ったものでございます。

次に、18ページにまいりまして、こちらは比較貸借対照表でございます。資産及び負債、資本の項目別に前年度と対比させたものとなっております。

18ページの下から2行目の流動資産合計でございますが、前年度よりも3,431万2,705円増加しましたが、資産合計では前年度よりも1億8,905万4,125円の減少となっております。対しまして、19ページから下から2行目の資本合計のほうは2億8,905万7,373円増加しましたが、負債資本合計では1億8,905万4,125円の減少となっております。

以上で参考資料の説明は終わりとさせていただきます。

最後に、お手元にA4用紙1枚の表をお配りさせていただいていると思いますが、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

こちらは、資本的収入支出推移と補てん財源推移の表でございます。こちらの表は、平成28年度から令和2年度までの表でございます。一番右側が令和2年度でございます。令和2年度を申し上げてまいります。

(1) 資本的収入の合計が5,105万1,000円、(2) 資本的支出の合計が8億6,186万9,000円でございますので、(3) 収支不足額が8億1,081万8,000円となっております。

次に、下の補てん財源推移の表でございますが、令和2年度の（1）期首補てん財源が18億127万4,000円でございます。（2）当年度発生額が9億6,885万7,000円で、（3）当年度使用額は上段の収支不足額で、8億1,081万8,000円となりまして、（4）翌年度繰越額、補てん財源は19億5,931万3,000円となっております。

翌年度繰越額の推移を見ますと、平成28年度と比較しますと2億7,945万8,000円減少しております。

以上をもちまして、第6号議案の補足説明を終わりとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

△監査委員の決算審査報告

○議長（岡安政彦君）　続きまして、日程第5、監査委員に決算審査報告を求めます。

尾上監査委員。

○監査委員（尾上健彦君）　皆さん、おはようございます。監査委員の尾上でございます。

それでは、決算審査報告を申し上げます。

お手元の意見書の1ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計決算審査意見書

第1、審査の概要

1、審査の対象

令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計決算

2、審査日

令和3年7月9日（金）

3、審査の着眼点

決算審査に当たっては、企業長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、必要と認める審査手続を実施した。

さらに、水道事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

4、審査の実施内容

審査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、また、関係職員から説明を聴取して、関係書類等の調査を実施した。

第2、審査の結果

1、決算諸表について

審査に付された決算諸表は、関係法令に準拠して作成されており、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

2、経営状況について

(1) の経営成績及び5ページにございます(2) 財政状態、そして6ページからの(3) 建設改良工事については、ここでは説明を省略させていただきます。

誠に恐縮ですが、7ページの第3、総論のほうに移らせていただきます。

第3、総論

1、収益的収支について

総収入は前年度と比較して3,372万9,937円減収となった。これは主に、特別利益が皆減となったことが要因である。

総支出は、前年度と比較して4,391万3,661円増加となった。これは、配水及び給水費、総係費及び減価償却費で増加し、過年度損益修正損で皆増となったことが要因である。

この結果、総収入28億8,516万9,540円に対し、総費用は25億9,611万2,167円となり、純利益は前年度と比較して7,764万3,598円減益の2億8,905万7,373円となった。

2、資本的収支について

総収入は前年度と比較して1,602万933円減収となった。これは、関係市負担金、工事負担金及び分担金が減収となったことによるものである。

総支出は前年度と比較して5億1,731万728円減少となった。これは、石綿セメント管更新事業費、配水設備費、配水支管整備費、工事請負費、配水設備改良費、事務費及び営業設備費が減少したことが要因である。

この結果、総収入5,105万538円に対し、総支出は8億6,186万8,987円となり、差引き8億1,081万8,449円の不足額が生じたが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金により補填されている。

3、まとめ

(1) 令和2年度は、人口及び給水人口の減少が続いている中、有収水量は増加に転じた。しかし、今後とも人口は減少していくと予想されるため、給水人口及び有収水量の動向を注視して事業を運営していただきたい。

(2) 有収率（年間配水量のうち、料金収入として還元される水量の割合）は94.2%で、前年と比較して1.5ポイント上昇した。水道事業にとって有収率の維持向上は重要な課題で

あるため、今後とも漏水を早期に発見し、修繕を実施し、さらに老朽化した管路の更新を進めていただきたい。

(3) 大規模災害に備えて、計画的に水道施設の更新を進めていただきたい。なお、石綿セメント管更新事業については、内部留保資金の状況も勘案しながら、なるべく早い時期に更新が終わるよう計画的に実施していただきたい。

(4) 自己水施設は、渇水及び災害時に安定して水を供給するための重要な施設である。計画的に自己水施設を更新して、自己水源の確保に努めていただきたい。

(5) 企業団の経営状況は、現在のところ良好ではあるが、内部留保資金について、当年度は増加に転じたものの、ここ数年では減少傾向が続いている。老朽化した管路や設備等の更新には今後、多額の財源が必要となることから、水道施設長期更新計画に基づき、長期的な見通しに立って水道施設を計画的に更新し、水道事業ビジョンに掲げている「市民から信頼されつづける水道」の実現を目指して、一層の経費の抑制に努めながら、効率的な事業運営を要望する。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時38分をお願いしたいと思います。

(午前10時28分)

○議長（岡安政彦君） では、休憩を解いて会議を再開いたします。

(午前10時38分)

△一般質問

○議長（岡安政彦君） 日程第6、一般質問を行います。

◇ 中村洋子君

○議長（岡安政彦君） 通告順に従い、中村洋子議員の質問を許可いたします。

○6番（中村洋子君） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

件名1、配水管の洗浄について伺うものですが、私は北本市の本町8丁目に自宅がありますが、いつもお知らせがポストインされていまして、夜間工事のお知らせということで、水

道企業団からの通知でした。配水管の洗浄工事の内容だったので、夜間に配管の掃除をするという状況が分かったので、どのような形でやるのかを伺いたと思います。

要旨 1、定期的に行われているのか。

要旨 2、管の大きさを規定されているのか。

要旨 3、今後の課題は何かを伺うものです。

件名 2、災害に強い水道施設について伺います。

やはり、マスコミを見ていると、豪雨災害で水道管が破裂した、断水になったという状況が非常に多発しているという状況なので、この桶川北本水道企業団では、どのように災害時の被害予想とかやっているのかということで伺うものです。

要旨 1 について、災害時の被害予想について。

要旨 2、予防策について伺います。

件名 3、石戸浄水場について伺います。

私も長年、水道議員をやっております、水道事業ビジョンの中で、石戸浄水場については廃止ということの計画があるということも書かれております。そういう中で、今後どういふふうになるのか、また、要旨 1 では、水道ビジョンの計画の変更はあるのかということで伺いたと思います。

要旨 2、有効活用は何かということで、今ある石戸浄水場について廃止をしたとすれば、有効活用はどのようにしていくのかということで伺いたと思います。

1 回目、以上です。よろしくお願いします。

○議長（岡安政彦君） 中村洋子議員の 1 回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（小菅 勉君） 質問事項 1、配水管の洗浄についてお答えします。

要旨 1、定期的に行われているのかということでございますが、桶川市東口全域、川田谷を除く桶川市西口、川田谷と北本市西口全域、北本市東口全域の 4 つの区域に分け、1 年に一区域ずつ行っています。

次に、要旨 2、管の大きさを規定されているかということでございますが、そのような規定はございません。

次に、要旨 3、課題は何かということでございますが、毎年、広報紙「すいどうだより」に掲載するほか、事前に「水道本管洗管作業についてのお知らせ」というチラシを各戸に配

布していますが、4年に一度ということもあり、少なからず問合せがあります。このことから、住民への周知といったことが課題かと考えますが、根本的な解決方法はなく、問合せに対しては丁寧に説明をし、ご理解を得ていくしかないかと考えます。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 質問事項2、要旨1についてお答えさせていただきます。

当企業団の最大の使命は、安全で安心な水道水を安定的に供給することです。しかしながら、水道水を安定供給する上で、震災、また大型台風や局地的な豪雨など、水道事業に影響を及ぼす様々な自然災害がございます。

特に、震災については、埼玉県は地震の被害想定調査を行っており、その中でも関東平野北西縁断層帯地震は、発生確率は極めて低いですが、桶川市及び北本市の震度は7で、上水道の断水率が桶川市で72.8%、北本市で73.5%という大きな被害を想定しております。このことは、市民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすこととなり、水道施設の災害対策を講じることが重要となるところでございます。

次に、要旨2についてお答えさせていただきます。

近年、地震や豪雨などの自然災害が全国各地で頻発し、水道施設へも甚大な被害をもたらしております。このことから、災害に強い水道施設の構築が重要であり、特に震災対策は最重要課題となるところでございます。

その対策といたしまして、浄水場の耐震化については、配水池やろ過機等の耐震診断や補強工事を行っており、今年度は、川田谷浄水場P C配水池の耐震診断を行う予定となっております。また、管路については現在、耐震型水道管を全面的に採用し、重要度が高い管路から順次更新し、計画的に管路整備を進めております。

このように、災害に強い水道施設の構築を目指して、今後も耐震化への整備対策を図ってまいります。

次に、質問事項3要旨1についてお答えさせていただきます。

石戸浄水場は、昭和41年に建設された施設で、老朽化が進み、更新時期を迎えておりますが、今後の水需要を推計しますと、石戸浄水場を稼働させなくても、水運用上支障がないものと予測されます。

このことから、平成27年度に改訂しました水道事業ビジョンにおきまして、令和7年度に石戸浄水場を廃止することといたしましたが、今後の中丸浄水場をはじめとする他の施設整

備の状況によりましては、廃止の時期の変更もあると考えております。

次に、要旨2についてお答えさせていただきます。

石戸浄水場の跡地につきましては、将来、中丸浄水場を更新する際の庁舎の移転先として考えております。中丸浄水場は稼働させながらの更新を計画しており、その際に庁舎を移転した跡地を利用して、順次施設更新を行いますので、その際に石戸浄水場跡地を利用することを考えております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 2回目の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） それでは、2回目、質問いたしたいと思います。

件名1について、配水管の洗浄については、定期的に4区分で行うということで回答がありました。

やはり、工事をする場合の、年間を通してやるのか、それとも季節を考えて行うのか、2回目、お聞きしたいと思います。

それから、要旨2では管の大きさが規定されているのかということでは、特別なということなんですが、やはり全ての配管の太さというか、主要な大きな配管から小さな枝葉の配管まであるかと思えますけれども、それ全てをどのようにして行うのか、伺いたいと思います。

それから、災害については、やはりなかなか予想するというのは難しいんですけれども、やはり事前の災害についての、今、コロナで訓練もなかなかままならないという状況ですが、予防、防災ということで努力していただきたいというふうに思います。

今朝も地震がありまして、やはりこの地域では地震の被害というのが一番危惧される場所だと思いますので、やはりそういったところでのどのような災害が想定されるかということで、予防の計画をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、2回目お願いします。

○議長（岡安政彦君） 中村洋子議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（小菅 勉君） 2回目の質問についてお答えいたします。

まず、年間を通してやるのかということでございますが、今年度の実績に基づき、ご説明

いたします。

今年度の対象地域は、桶川市川田谷と北本市西口全域になります。これを41のブロックに分けて、1ブロックごとに管内洗浄作業を行いました。実施の時期は、令和3年4月19日から令和3年7月7日になります。時間は、23時から開始し、おおむね翌朝4時に終了しています。

次に、全ての口径でどのように行うのかということですが、洗管作業を行う口径については、排水をする管の口径が50ミリということもあり、50ミリから150ミリで行っています。200ミリ以上の口径については、50ミリの口径で排水した場合、洗管の効果が期待できる流速が得られないため、行っておりません。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質問を終了いたします。

◇ 星 野 充 生 君

○議長（岡安政彦君） 次に、星野充生議員の質問を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） それでは、3番、星野充生、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問事項の1としましては、水道施設の更新計画についてです。

水道に限らず、様々な施設、公共施設もいろいろと更新、耐震化、いろいろやると思いますが、水道管及び各浄水場、こちらの更新や、あと耐震化計画、これが今どのようにしているか、そこを伺いたいと思います。

質問事項の2番としましては、水道水のアピールについてです。

私も、ここの水道企業団の議会の中で水道水のアピール、例えば防災の備蓄用の水をどのようにアピールしていくかなど、いろいろとちょっと提案してきたところでございます。

今回、今年の6月にある企業が、全国3,500人ほどを対象にしまして、水道水に関する意識調査というものを行ったようで、その発表がありました。内容としましては、例えば自分の住んでいるところの水道水がおいしく感じているかどうかですとか、自分たちが水道水を直接飲むことに抵抗があるかどうかとか、そういったようなものを調査しまして、それをランキング形式で発表したものでございます。あわせて、いろいろな自治体、水道企業団の水に対する工夫なども、併せてちょっとリンクが張られておりました。これを見て、それについて、ちょっとここ桶北の水道企業団としてはどのように感じて、考えているかということ

ろをお聞きしたいと思います。

1番としましては、味の向上です。

私ごとで大変恐縮でございますが、香川県高松市で生まれ、19歳で大学へ進学の際、この埼玉に足を踏み入れたわけでございますけれども、最初の頃は埼玉の水が非常にまずいというふうに感じました。水が合わないという言葉がございますが、文字どおりの意味で水が合いませんでした。年がたって慣れたのか、味に鈍感になったのか、それとも水道水そのものが向上してきたのか、その辺はちょっと分かりませんが、今では普通に水道水を飲むようになってしまっております。

果たしてこの水道、味の向上ですね。果たして、この埼玉県という全体として見るほうがいいのかもかもしれませんが、向上について取り組む、そういう展望はあるのかどうか。

東京も非常にまずいイメージがありますけれども、何か頑張っ、水道水のペットボトルを販売するというようなこともやっておりますが、果たしてここ埼玉県ではどうなんでしょう、その辺のところをちょっと伺いたいと思います。

続きまして、2番が、小学校、幼稚園等の出張講座。

先ほど申し上げた調査のほうのホームページのリンクでは、様々な自治体などでの取組がありまして、ここ桶北のほうも、いわゆる水の、水道の見学会ですよね、そういうものはやられていると思いますが、ここ数年のコロナの影響で、それもここ2年間はやられていないという状況です。

こちらに呼ぶことができないのであれば、こちらから、例えば小学校、幼稚園に出向く出張講座、こういうのもやったほうがいいのかないのかなというふうに思いますが、いかがなものかと思えます。

あと、3番、動画等のアピール。

例えば、富山県の射水市では、イメージ動画として「水のおはなし」というものを制作されて、それをホームページ等で配信してですね。またさらに、例えばそういった出張講座や、そういうときにもこの動画を見せて、それで話をしていく、そのような取組をされているようですが、こういったアピールはできないものなのかどうか。

以上の点について、まず1回目お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（岡安政彦君） 星野充生議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 質問事項の1についてお答えさせていただきます。

今後の更新計画につきましては、石戸浄水場の廃止に伴い、将来的に運用可能な各浄配水場の更新と配水管網の整備を計画的に進めていくものでございます。

浄配水場のうち中丸浄水場は、更新していく上で、水運用上停止することができないので、更新用地を確保するため、本庁舎を移転し、配水池、電気設備及び監視設備等を更新します。川田谷浄水場は、電気設備点検を可能とするために、自家発電設備、RC系では配水池及び機電設備、PC系では電気設備及び中央監視設備を更新し、加納配水場は電気設備を更新します。

なお、リスク面の配慮、投資額の平準化を図るため、複数の浄配水場で工事期間を重複させないように更新を行う計画でございます。

一方、水道管につきましては、浄配水場の更新計画を踏まえて、各浄配水場で配水可能な水圧を確保するため、必要となる配水管網を構築してまいります。重要度が高い管路から順次更新していくことはもちろんですが、江川調節池整備、上尾道路築造、桶川駅東口の整備事業等に伴う管路整備計画も反映させた管網整備を行ってまいります。

今後も、石綿セメント管をはじめとする老朽管の耐震化や施設の更新を、中長期的な視点に立って計画的に実施してまいります。

次に、質問事項2、要旨2についてお答えさせていただきます。

これまで、当企業団では施設見学会や親子水道教室を開催し、また、両市の防災訓練に参加して、市民の皆様がどのように作られているのか、水道施設の役割や機能についてご説明を行い、水道について関心を深めていただけるような広報活動を行ってまいりました。

しかしながら、今後は、イベント等に来ていただくだけでなく、ご質問にございますように、企業団から小学校や幼稚園などを訪問しての学習会、いわゆる出前講座による情報を積極的に発信し、水道水のよさを知っていただく取組も検討していきたいと考えております。

次に、要旨3についてお答えさせていただきます。

現在では、情報を得るツールの一つとして、多くの方がホームページを利用されております。当企業団のホームページでも、水道事業案内や震災対策、キッズページ等を開設しておりますが、残念ながら、見やすさや親しみやすさが不足している感は否めません。

今年度はホームページの更新を予定しておりますので、新しいホームページを魅力的なものとするため、キャラクターなども使いながら、動画によるPRを取り入れ、水道の重要性

について興味を持っていただけるような工夫や改良も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 浄水課長。

○浄水課長（内田賢一君） 質問事項2、要旨1につきましてお答えいたします。

当企業団では、供給しています水道水の8割が県営水道から給水を受けています県水、2割が取水井からくみ上げた水を浄水処理しています自己水となっております。

埼玉県企業局では、県営水道の全浄水場への高度浄水処理の導入を進めています。現在の導入状況は、5つある県営浄水場のうち、新三郷浄水場が平成22年度から、オゾン処理と生物活性炭処理による高度浄水処理施設を稼働しています。残る4つの県営浄水場についても令和2年度から、高度浄水処理施設の整備に関する設計・検討を進めており、今後、高度浄水処理が導入されれば、県水の味が大きく向上すると思われま。

自己水につきましては、将来の浄水処理施設更新の際に、最適な浄水処理方法を検討し、水道水の味の向上を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 2回目の質問を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、質問事項1のほうについてですけれども、石戸浄水場廃止に伴って、その用地を本庁舎に充てるというようなことでもございました。ちょっとこの辺のところもね、もう少し詳細を伺えたらいいかなと思いますので、お願いいたします。動かし、庁舎の機能を移転する際、どのような形でやっていくのか、そういったところを少し伺えればと思います。

それから、質問事項2に関しましては、まず味の件につきましては、県のほうが今、高度浄水処理の導入を進めているということで、その処理がオゾン処理と生物活性炭処理による処理施設であるということでもございますが、これの2つの処理によってどのように変化があるものなのか、少し分かる範囲で、その辺もちょっと教えていただければ有り難いと思います。

それから、今後の高度浄水処理の整備に関する設計・検討ということですが、その辺が今、現状どのような計画でいるものなのか、分かる範囲で構いませんので、これについてもちょっと教えていただければと思います。

それから、今後のアピールの仕方に関しまして、ぜひ幼稚園や小学校などへの出前講座、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

あと、ホームページに関しましても、今年度、更新を予定されているということでした。前回の予算のときに、この辺はちょっと聞いたんですけれども、そのときには、どちらかというと、スマホに対応するというような形での更新なのかなというふうにちょっと考えていたんですけれども、では、実際、今回の更新で動画等も掲載といいますか、配信できるようなものになっていくものなのかどうか、その辺のところを伺いたしたいと思います。

2回目は以上になります。

○議長（岡安政彦君） 星野充生議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 星野議員の2回目の質問にお答えいたします。

施設の更新につきましては、石戸浄水場を廃止する前に、川田谷浄水場の電気設備と機械設備等の更新を行い、石戸浄水場を廃止し、その後、中丸浄水場の更新を行います。中丸浄水場の更新は、稼働させながらの更新となりますので、事務所を石戸浄水場跡地に移転し、その後、現在の事務所と駐車場の跡地に配水池と配水ポンプ棟を建設し、次に、配水池の跡地に着水井とろ過機と排水処理槽等を建設し、次に配水ポンプと着水井等の跡地に天日乾燥床を建設し、その次に天日乾燥床と排水処理槽の跡地に中央監視設備等を建設します。

中丸浄水場の更新は、約10年をかけて行う予定でございます。その後、川田谷浄水場の配水池の更新を行い、次に、加納配水場の配水ポンプ等の更新を行う予定でございます。

次に、ホームページを更新する際の動画についてお答えさせていただきます。

近年、インターネットを利用した情報伝達手段は、文字やイラストから動画を活用したものが増えております。動画は、年齢を問わず、分かりやすく情報を伝えることができる手段だと考えております。

今年度、ホームページを更新する際には、動画を掲載できる仕様とし、どのような動画を掲載することができるか、取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 浄水課長。

○浄水課長（内田賢一君） 星野議員の2回目の質問についてお答えいたします。

高度浄水処理の主な効果につきましては、河川の水に含まれているトリハロメタンやかび

臭の原因となる有機物を、オゾンの強力な酸化力によって分解し、活性炭の吸着作用と活性炭に生息している微生物の分解作用によって取り除くことで、トリハロメタンやかび臭を低減することができます。また、河川への化学物質流入など、水質異常発生時の対応能力が強化されます。

計画につきましては、埼玉県では、令和2年度から令和8年度にかけて大久保浄水場及び吉見浄水場から整備を行い、それ以後に庄和浄水場及び行田浄水場と、全ての県営浄水場に高度浄水処理を導入していくことで、より安全で良質な水を安定的に供給しますとしています。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 以上をもちまして、星野充生議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問は全て終了いたしました。

△第6号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（岡安政彦君） 日程第7、議案の質疑、討論、採決を行います。

第6号議案 令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） それでは、第6号議案について、3点ほど質問させていただきます。

参考資料の3ページ及び5ページの中からは行います。

まず最初に、営業収益の中のその他営業収益338.5%となっております。説明の中で、工事破損の補償金というものによって、このような数字になったというようなことでしたが、その工事破損補償金、これについての詳細を伺いたいと思います。

それから、営業外収益の中の雑収益、これも201.8%ということで、これが増えているということですので、これについての理由を伺います。

それから、支出のほうの資産減耗費、これもですね。3ページにはそれが固定資産除却費で増額補正を行って124.4%というふうに書いておりましたが、その辺の詳細を伺いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 星野充生議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（小菅 勉君） 営業収益、その他営業収益338.5%の理由について、説明中の工事破損補償金についてお答えいたします。

令和2年12月、桶川市赤堀地内にて、埼玉県が発注した地質調査のためのボーリングを行っていたところ、400ミリの配水管を破損したもので、その修理にかかった費用及び流出した水道水の料金相当額でございます。

次に、支出の資産減耗費、執行率124.6%の理由でございますが、北本市下石戸6丁目地内の物流センターの建設に伴い、車道が拡幅され、歩道部分に埋設されていた水道管が車道部分になってしまうため、布設替えをし、その既設管の除却分でございます。なお、新設水道管の検査を3月に行ったため、このような執行率になりました。

次に、固定資産除却費の増額補正の詳細でございますが、北本市下石戸1丁目地内での下水道工事において、当初、既設水道管は下水道工事の支障にはならない予定でしたが、下水道工事を施工する段階になり、既設水道管が支障になるとのことで、移設をした際の既設水道管の除却費でございます。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 業務課長。

○参事兼事務局次長兼業務課長（小島 稔君） 決算書参考資料3ページ、説明文及び5ページ、予算決算対比表、営業外収益、雑収益の収入率201.8%の理由についてお答えいたします。

理由といたしましては、雑収益で予算計上いたしました検定満期により交換し、引き揚げられました水道メーターの評価額が当初予定した金額よりも高い金額で評価され引き取られたことでございます。

水道メーターは、銅合金を原料として作られておりますが、引き揚げられました水道メーターの金属スクラップとしての価値を予算編成時に想定し、収入として計上いたしましたが、想定いたしました金額よりも高額で引き取られ、収入率が上がったものでございます。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 2回目の質疑を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） それぞれの理由について理解いたしました。

1点だけ再質問させていただきます。

工事破損についてですけれども、水道管に穴が空いたというようなことでもございましたけれども、これによって何かしら市民の生活の中に影響があったとか、そういったようなことはなかったでしょうか、その点について伺います。

○議長（岡安政彦君） 星野充生議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（小菅 勉君） 星野議員の2回目の質問についてお答えいたします。

破損で市民生活に影響がなかったかどうかということですが、断水をせずに、破損箇所カバージョイントという材料を設置し修理をしたため、市民生活への影響はございませんでした。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 以上をもちまして、星野充生議員の質疑を終了いたします。

次に、通告2番、中村洋子議員の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 6番、中村洋子。

水道事業会計決算参考資料から質疑をいたしたいと思います。

ページ4ページの、先ほども総務課長から説明はありましたけれども、原水及び浄水費の不用額が2,988万8,563円ということで、97.5%ということの理由を伺いたいと思います。コロナの中で工事がストップしたとか、そういうこともあるのかどうかということも含めて、伺いたいと思います。

また、配水及び給水費1,716万7,305円の執行率が95.6%、その理由もお願いします。

また、8ページなんですけど、8ページの配水設備改良費の執行率が91.2%ということになっておりますが、具体的な内訳はどうなっているのか、伺いたいと思います。

また、営業設備費の執行率51.4%、これも具体的な内訳を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（岡安政彦君） 中村洋子議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

浄水課長。

○浄水課長（内田賢一君） 決算書参考資料4ページ、原水及び浄水費、不用額2,988万8,563

円、執行率97.5%の理由は何かについてお答えいたします。

当企業団では、浄配水場の修繕につきまして計画的に行っております。しかし、浄配水場は、浄水施設、電気設備、計装設備、機械設備及び水運用システムから構成されているため、これらの一部に突発的な故障が発生した場合には、水道水の安定供給が継続できなくなることが考えられます。

突発的な故障が発生した際には、直ちに原水及び浄水費の修繕費にて対応することが必要ですが、令和2年度におきましては、不用額に相当するような突発的な故障が発生していないことが理由でございます。

また、コロナの影響による工事の中断等はありませんでした。

○議長（岡安政彦君） 施設課長。

○施設課長（小菅 勉君） 配水及び給水費1,716万7,305円、執行率95.6%の理由でございますが、その内訳としまして、修繕費、材料費、路面復旧費が大部分を占めています。

修繕費につきましては突発的な漏水や破損漏水に備えるため、路面復旧費につきましても突発的な路面苦情に対処できるようにしておくため、予算を取っておいたものでございます。また、材料費については、予算で見込んだ材料を必要とする漏水が発生しなかったため、結果として新たに材料を購入する必要がなかったためでございます。

次に、配水設備改良費、執行率91.2%の具体的内訳でございますが、北本市本宿地内における県道鴻巣桶川さいたま線の拡幅工事に伴う配水管布設工事でございます。配水設備費と併せ、全部で4工区分を発注し、1工区が年度繰越工事になったわけでございますが、道路工事に合わせての配水管布設工事の場合、道路の形態が施工段階で変更になった場合、それに合わせ配水管も工事内容を変更しなければならない場合もあり、そのような場合に備え、予算を残したための執行率でございます。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 業務課長。

○参事兼事務局次長兼業務課長（小島 稔君） 決算書参考資料8ページ、支出の項目、建設改良費、営業設備費の執行率51.4%の理由につきましてお答えいたします。

営業設備費は、新設給水装置等に設置する水道メーターの費用である量水器費と電算機システム機器等、取得価格が10万円以上の物品を購入する際の備品購入費となっております。執行率51.4%の理由といたしましては、水道メーターの購入価格が当初予定した金額よりも安く購入できたことによるものでございます。

見積りを徴収し、予算編成をしておりますが、次年度予算の参考見積りとして徴したものであり、年度当初に競争入札を執行いたしましたところ、提示されました見積金額よりも低額にて契約できましたことにより、執行率が下がったものでございます。

以上でございます。

○議長（岡安政彦君） 2回目の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○6番（中村洋子君） 1回目の回答で理解いたしました。

また、監査委員さんからの決算審査意見書から、やはり自己水の設備の自己水源の確保ということで努めてほしいというご意見があったことに共感いたしまして、2回目としては、やはり災害時の対応の自己水ということで、常に管理、メンテナンスの、自己水の水質について、これからも保全に努めてほしいということを要望して、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡安政彦君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

質疑を終結いたします。

次に、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岡安政彦君） 起立全員であります。

よって、第6号議案 令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

△特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（岡安政彦君） 日程第8、特定事件の閉会中の継続審査の申し出について、議題といたします。

議会運営委員会委員長から所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とす

ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岡安政彦君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申し出につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△閉会の宣告

○議長（岡安政彦君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和3年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 岡 安 政 彦

署 名 議 員 江 森 誠 一

署 名 議 員 佐 藤 洋

参 考 资 料

議案の審査結果

企業長提出議案

議案 番号	件 名	審査結果	
		月 日	結 果
6	令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分 及び決算認定について	8月24日	原案可決 及び認定

